

ハンセン病のなにが問題か？

I.『ハンセン病・国賠訴訟』(国家賠償訴訟)とは

1999 年3月26日に東京地地方裁判所に提起された訴訟の名称は、「らい予防法人権侵害謝罪・国家賠償請求訴訟」です。請求の内容は、新聞紙上への謝罪文の掲載、テレビ・ラジオの政府広報番組で謝罪文を 読み上げること、そして、原告1人につき1億 1500 万円の損害賠償金 を支払うこと、となっています。つまり、国家のあやまちを明確にし、名誉の回復と損害賠償を求めることを目的とした訴訟です。**2001 年 5 月 11 日、熊本地方裁判所で、「らい予防法」は、違憲(憲法に違反している)であり、隔離政策をおこなった国家はハンセン病者に謝罪し、賠償せよという歴史的な判決が下された。**

II.ハンセン病とは、どんな病気

「らい病」＝「ハンセン病」(らい菌は、抗酸菌と言われる細菌の一種で、1873 年にアルマウエル・ハンセンによって発見されました。ハンセン病という呼び名は、この発見者の苦難の業績を称えて名付けられたものです。)

- ① 遺伝病ではありません。
- ② 伝染力の極めて弱い病原菌による慢性の伝染病です。
- ③ 乳幼児のときの感染以外はほとんど発病の危険性ははありません。
- ④ 患者のすべてが菌を出しているわけではなく、軽快した患者と接触しても感染することはありません。
- ⑤ 不治の病気ではなく、結核と同じように治癒する病気です。
- ⑥ 治癒したあとに残る変化は単なる後遺症にすぎません。
- ⑦ 早期発見と適切な治療が患者にとっても公衆衛生上からも重要です。(厚生省)

やはり昔ですが、ハンセン病は“遺伝病”のようにも考えられていました。それは、ハンセン病に感染してから発病するまでの期間(潜伏期)が、数年ないしは十数年とも言われるほど長いためでした。これでは、いつどこで誰から感染したのかわからないことが多く、そのために遺伝病のように思われたのかもしれませんが。

現在の日本のハンセン病患者数は約 7000 人で、そのうち 6000 人余が全国 13 ヶ所の国立療養所と 2 ヶ所の民間療養所に入所中ですが、90%以上の人はハンセン病自体はすでに軽快しています。そのために、ほとんどの人は退所してもよいわけですが、平均年齢は 69 歳に近く、それに多くは顔面や手足に変形を残していますから、社会に出て生活するのはむづかしい状態です。ハンセン病療養所も現状では、“身体障害者老人施設”になっています。

全国の新発生患者数は、現在 10 数人以下のわずかになっていますが、その多くは在宅のまま治療を受けており、新入所患者のいないハンセン病療養所の高齢化はいっそう進んでいます。

III.「らい予防法」の歴史から、何が見えてくるか、何を学ぶか？

1897 年「**伝染病予防法**」が公布 (コレラ、赤痢、腸チフス、疱瘡、ペストなどの急性感染症を対象)
1905 年「伝染病予防法」改正案提出。内務省(1938 年から厚生省)は、ハンセン病は急性感染症で無いと反論したが、否決された。
1907 年**法律「らい予防に関する件**」成立。放浪するハンセン病者を主として隔離対象とし、全国 5 箇所(東京、青森、大阪、香川、熊本)に隔離収容所を設置
1909 年 隔離が開始
1919 年「結核予防法」「トラホーム予防法」公布
1920 年「根本的らい予防策要項」の成立により全病者の隔離収容へ(民族浄化の名目)
1927 年「花柳病予防法」公布
1930 年 岡山県に「**国立隔離施設長島愛生園**」開設
1931 年 旧「**らい予防法**」成立

1936 年「20 年根絶計画」(厚生省)
1938 年群馬県の隔離施設に「**特別病室**」設置(らい刑務所=標高 1000m)
1940 年「国民優生法」成立(ハンセン病は遺伝病でないということで法の対象から除外されたが、「らい」という特殊な疾患」という拡大解釈で、以後も断種を継続。
1941 年(昭和16年) ※**米国・モロカイ島で、ハンセン病は完治することが実証された。**
1947(昭和 22=戦後)年「特別病室」の廃止。(その間、92 名入室され、22 名が、凍死、衰弱死、自死)
1948 年「**優生保護法**」成立(**ハンセン病患者とその配偶者に対する断種と堕胎が明記**)
1950 年 厚生省、隔離強化の「**無らい県運動**」を進める。
1953 年「らい予防法」成立
(この間、43 年)
1996 年 3 月 27 日、「らい予防法」が廃止された。4月1日、新法の許に療養生活を送ること
1999 年3月26日に東京地地方裁判所に提起された訴訟の名称は、「らい予防法人権侵害謝罪・国家賠償請求訴訟」です

※沖縄の場合(アメリカ占領下)

1952 年 琉球政府成立
1961 年 **日本の「らい予防法」は廃止**(“退所規定”の有るハンセン病予防法を制定)
1962 年 在宅治療を始める。
1972 年 本土復帰に伴い更生省管轄になるが、在宅治療も可能。

IV. 国の政策責任と多くの医師・国民の無知・無関心・差別意識

- ①遺伝病(無視)から、感染病(隔離政策)へ
- ②1915 年から、懲戒権、断種(=遺伝病と理解、東京、全生病院)
隔離(急性感染病でないのに何故隔離？)、監禁(収容所内での人権意識の高まりに対抗して公権力による弾圧)、断種・堕胎(遺伝病でないのになぜ⇒**民族浄化⇒「優生保護法」「障害者」差別**へ
- ③1953 年「らい予防法」成立から、1996 年の廃止まで、多くの医師、国民の無知、無関心⇒**差別に加担**(「いじめ」問題の対応との類似意識と行動)

V.戦後のハンセン病関係の事件から何を学ぶか？

- ①1950 年 熊本県、57 才の父親がハンセン病という診断を受けて、隔離施設に入るように勧告を受け、**悲観した 24 才の長男**がライフルで父親を打ち殺し、自らも命を絶つ。⇒**らい病施策**
- ②1951 年 山梨県 一家の**長男**がハンセン病と診断、一家 7 人が無理心中。⇒**長男相続**
- ③1951 年 **藤本事件**、ハンセン病だと密告した役場の係員をダイナマイトで殺人未遂をしたとして逮捕された後、脱走して殺害したという嫌疑をかけられ死刑された。⇒**冤罪？**
- ④1954 年 **竜田事件**、熊本県の隔離施設内の竜田寮の児童を地域の黒髪小学校に教育委員会の許可のもと、通わせようとしたところ、PTA が自分の子どもは学校にやらない、「バイ菌は出て行け、らい患者は出て行け」とデモ。公民館などに自たちの子どもを集めて、アルバイトの先生や自分たちで自主授業をしながら、教育委員会が許可を取り消すことを求めた。結果、竜田寮の子ども 4 人のうち 1 人はハンセン病の疑いありで入学拒否、後の 3 人はある大学の学長が引き取りそこから通学することとなる。⇒**教育問題、何を学校で学ぶのか？**

VI.私(あなた)の立場

「AIDS(HIV)」「いじめ」「部落差別」「障害者差別」「男女差別」との共通性はなにか？